

議案第 1 1 8 号

塩浜 3 丁目地区内土地造成工事請負契約の変更について

塩浜 3 丁目地区内土地造成工事請負契約（平成 2 9 年 6 月 2 2 日議決、平成 3 0 年 4 月 2 4 日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

4 の契約金額「8 8 4, 5 4 1, 6 0 0 円」を「1, 6 3 6, 8 7 3, 9 2 0 円」に、5 の完成期限「平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日」にそれぞれ変更する。

## 参考資料

- 1 塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約の締結について（平成29年6月5日提出・平成29年6月22日議決）

1	工 事 名	塩浜3丁目地区内土地造成工事
2	工 事 場 所	川崎市川崎区塩浜3丁目21地内
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	884,541,600円
5	完 成 期 限	平成30年7月31日
6	契 約 の 相 手 方	横浜市中区山下町25番地15 東洋・岡村共同企業体
	代 表 者	東洋建設株式会社
		代表取締役社長 武澤 恭司
	構 成 員	岡村建興株式会社
		代表取締役 岡村 清孝

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について  
（平成30年4月24日専決処分、平成30年6月4日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前完成期限	平成30年7月31日
変更後完成期限	平成30年12月31日

### 3 変更理由

工事着手後の土壌及び堆積物の詳細調査により、土壌についてはふっ素及び鉛の基準超過が、堆積物については非飛散性アスベスト含有スレート建材が確認されたことから、堆積物の撤去にあたり法令に基づいた施工及び処分が必要になったことにより、増額の変更及び工期の延長を行うもの